

【令和元年度版】

# ふれあい・いきいきサロン手引き



筑紫野市社会福祉協議会

## .....目次.....

ページ	内 容
P. 2 ~	ふれあい・いきいきサロンをはじめませんか？
P. 3 ~	サロン運営の基礎知識
P. 5 ~	保険加入について
P. 10 ~	助成金について
P. 20 ~	職員の派遣について
P. 22 ~	レクリエーション用具の貸出について
P. 25 ~	バス利用について 他
P. 28 ~	サロンQ&A

# ふれあい・いきいきサロンをはじめませんか？

ふれあい・いきいきサロンは家に閉じこもりがちな高齢者や障がい者、子育てに不安を抱える親子など、何らかのサポートを必要とする人達を対象として、同じ地域に住む住民（ボランティア）と参加者が一緒になり楽しく仲間づくりをする「集い・交流の場」をいいます。筑紫野市では平成9年に第1号のサロンが誕生して以来、各地域で様々な活動がおこなわれています。



## ★ふれあい・いきいきサロンにはこんな効果が！！

<b>効果その1</b> 地域でのつながり	地域のつながりが少しずつ希薄になる中、サロンでお互いが顔を合わせることで、地域での絆をより強いものにするだけでなく、地域の中での新しい人間関係が生まれてきます。
<b>効果その2</b> 生きがい・社会参加	ふれあい・いきいきサロンでは、参加者は単なるお客様ではありません。集まった一人ひとりが主役となって様々な役割を持ち、自分たちでサロンを作っていきます。必要とされる喜びが生きがいや社会参加意欲を高めます。
<b>効果その3</b> いろんな人達が 福祉のまちづくりに参加	サロンの運営は、民生委員や福祉委員だけでなく地域の役員さんなど様々な人達が参加することによって自分たちの地域の課題をみんなで共有することができ、より幅広い活動に展開することも可能になります。

# サロン運営の基礎知識

～サロン開設準備から運営までの流れとポイント～

サロン活動にはいろいろな成り立ち、運営方法があり、決まったひとつの形があるわけではありません。

これから活動をはじめようとする場合、何から手をつけてよいか分からないこともあるかと思います。サロン活動をはじめるとあたっての大まかな流れを示しますので参考にしてください。

## 1 地域の状況を知る

- ◆地域に孤立しがちな人はいませんか？
- ◆地域でどのような集いの場が求められているのでしょうか？

## 2 中心メンバーを集める

- ◆ひとりではじめるのは大変。担い手の中心となるメンバーを募りましょう。
- ◆協力や支援をしてくれる人・組織を見つけましょう。

## 3 活動の基本的な考え方を決める

- ◆これからはじめるサロン活動のイメージや基本となる考え方を話し合います。
- ◆開催費用についても事前に検討しましょう。

【イメージ】

参加者の範囲(高齢者・障がい者・子育て等)・人数  
開催日・開催頻度・開催時間・参加費・活動内容 等々

【主な経費】

- ① 会場にかかわるもの…会場借上費・水道光熱費
- ② 飲食にかかわるもの…茶菓子代・食材購入費(食事を出す場合)
- ③ 連絡にかかわるもの…印刷費・郵便代・電話代
- ④ 研修にかかわるもの…ボランティア講座・サロン連絡会などの参加費
- ⑤ 保険にかかわるもの…ボランティア行事用保険掛け金 等
- ⑥ その他……………消耗品費・備品代

## 4 場所を確保する

◆自分たちのサロン活動にあった会場を見つけましょう。

## 5 参加を呼びかける

◆来てほしい人に情報が必ず届く方法を考えましょう。

【周知方法】

- ・ 掲示板……公共施設、町内会、郵便局 等
- ・ 回覧板……町内会

チラシは楽しい雰囲気が出るようイラストを使うなど工夫する。

気軽に参加できる雰囲気づくりを心がける。

## 6 サロンを開く

◆まずは開いてみましょう。いろいろな課題はあっても、実行しながら、そのときどきで解決していけばよいのです。事前の準備は怠なく。

## 7 運営のルールをつくる

◆参加者と担い手が一緒になって、自分たちの望むサロンを運営していくための基本的なルールを決めます。

## 8 運営に悩んだら

- ◆みんなが意見を言いやすい雰囲気作りを心がけましょう。
- ◆ほかのサロンとの情報交換、交流会を行いましょ。
- ◆悩みをオープンに、みんなで解決策を考えていきましょう。

## 9 その他の留意点

- ◆参加者のプライバシー保護に留意しましょう。
- ◆事故の防止や不測の事態が生じたときの対応に努めましょう。

# 保険加入について

## ◆ボランティア活動保険

サロンの『ボランティア』の方の保険です。

傷害と賠償の補償が受けられます。

補償期間は、年度毎となり加入手続きの完了した翌日から翌年3月31日までです。

申込書（P.6）と名簿（名前・年齢・住所・連絡先）（P.8参照）の提出が必要です。

※途中でボランティアが増えた場合も、申込書の記入が必要です

※新規でサロンを設立した場合は、サロン開催日前までに加入いただくことをお勧めします。

※各サロンには2月末～3月上旬に次年度の加入申込書をお送りします。

## ◆サロン傷害補償

サロン『参加者』の保険です。

傷害の補償のみ受けられます。

補償期間は、年度毎となり加入手続きの完了した翌日から翌年3月31日までです。

名簿の提出（名前・年齢・住所・連絡先）が必要です。（P.9参照）

※申込書はありません。名簿のみの提出となります。

※途中で参加者が増えた場合、新しい方の名簿の提出が必要です。

**注意！）一個人がボランティア活動保険とサロン傷害補償の双方に加入することはできません。**

## ◆ボランティア行事用保険

バスハイクなど行事の際にかけることのできる任意の保険です。（P.7参照）

その日のみの補償になります。傷害と賠償の補償が受けられます。

申込書の記入・押印と掛金が必要です。（名簿は添付不要ですが、必ず各サロンで行事日には作成しておいてください。）

※手続きの関係上、行事開催の1週間前までにお申し込みください。

# 【見本】

※枠の部分にご記入をお願いします  
記入後は切り離さずに提出をお願いします

平成31年度用

社会福祉法人全国社会福祉協議会

サロン名は正式名称で。  
代表が変わる場合は、  
新しい代表者の名前で。

## ボランティア活動保険 加入申込書

~~加入手続き完了日  
平成 年 月 日~~

①(受付社協控)

大規模災害特例

加入申込人 代表者氏名	(フリガナ)〇〇加) ヲ化助 初) ハ)	主筆活動内容	サロン活動
代表者氏名	〇〇サロン 代表 筑紫野 花子	主筆活動場所	〇〇公民館 他
ご住所-TEL	〒818-0013 筑紫野市岡田3丁目11-1 TEL092 920 8008(担当)		

ご捺印を  
お忘れなく

ここには記入しないでください

●既作成のご加入者の名簿がある場合は、コピーの添付をもってご加入者氏名のご記入は不要です。

No	ご加入者氏名(被保険者)	年齢層(※)	ご加入プラン (○印を付けてください)	No	ご加入者氏名(被保険者)	年齢層(※)	ご加入プラン (○印を付けてください)
例	福祉一郎	50代	A・ <input checked="" type="checkbox"/> B 天災A・天災B				A・B 天災A・天災B
		代	A・B 天災A・天災B			代	A・B 天災A・天災B
		代	A・B 天災A・天災B			代	A・B 天災A・天災B
		代	A・B 天災A・天災B			代	A・B 天災A・天災B
		代	A・B 天災A・天災B			代	A・B 天災A・天災B
		代	A・B 天災A・天災B			代	A・B 天災A・天災B
		代	A・B 天災A・天災B			代	A・B 天災A・天災B
		代	A・B 天災A・天災B			代	A・B 天災A・天災B
		代	A・B 天災A・天災B			代	A・B 天災A・天災B
		代	A・B 天災A・天災B			代	A・B 天災A・天災B
		代	A・B 天災A・天災B			代	A・B 天災A・天災B
		代	A・B 天災A・天災B			代	A・B 天災A・天災B
		代	A・B 天災A・天災B			代	A・B 天災A・天災B
		代	A・B 天災A・天災B			代	A・B 天災A・天災B
		代	A・B 天災A・天災B			代	A・B 天災A・天災B
		代	A・B 天災A・天災B			代	A・B 天災A・天災B
		代	A・B 天災A・天災B			代	A・B 天災A・天災B

すでに名簿を作成している場合は、添付していただき、この場所にご記入する必要はありません。  
名簿を作成していない場合は、加入者の名前をご記入ください。

(※)社会福祉協議会にてご加入者の年齢層構成の分析を行うため、年代の記入についてご協力をお願いします(必須項目ではありません)。20歳以上29歳以上は「20代」というように10歳単位で記入ください。

~~受付社協  
社会福祉協議会  
補償期間 平成 年 月 日～平成32年3月31日~~

社協受付印

(B-1-2)

※加入依頼書は「社協事務所」にあります  
 代表者名の印鑑(シャチハタ不可)と掛け金を持参して  
 社協事務所で手続きをお願いします

【見本】

サロン名は正式名称で。  
 代表が変わる場合は、  
 新しい代表者の名前です。

# 加入依頼書

① (保険会社用)

に同意し、加入を申し込みます。

※捺印にご注意ください

区分 ① 新規加入 ② 参加者数の追加

団体グループ (フリガナ) ○○如 ぐ 化 的 け っ こ ハ っ こ  
 (代表者名) ○○サロン 代表 筑紫野 花子

住所 TEL 818-0013 筑紫野市岡田3丁目11-1 TEL 092-920-8008

2枚目に代表者名の印鑑が必要です。

日程と行事名称・開催場所を必ずご記入下さい

日程	行事名称(内容)・開催場所
月 日 日	月 日 日

実施日・行事の内容・開催場所(行先)をご記入ください。  
 例) ○○サロンバスハイク  
 △×方面

保険料	Aプラン(宿泊を伴わない行事)			Bプラン(宿泊を伴う行事)	
	A 1	A 2	A 3	1泊2日	泊日
8円	126円	248円	241円		

参加実人数が20名に満たない場合でも、最低掛け金は20名分になります。(A1プランなら560円です。なお最低人数は廃止となりました。)

【払込票貼付欄】

活動拠点が明確で不特定の方々が参加する行事を対象としたCプランが新設されました。(名簿備え付けの必要はありませんが、行事会場まで来る途中は対象になりません。)

20名を超える場合には、1名あたりの掛け金×人数となります。  
 ※掛け金は各団体の負担となります。

最低保険料 A1・C:560円 A2:2,520円 A3:4,000円

★質問：保険の対象とするサービスについて、「同様のサービスを  
 保険契約等」(印)があります。

回答：(いいえ)

詳細(1)名あたり保険金額などをご記入ください。

(※)協賛ジャパン日本損害および会社に責任保険などの保険契約または共有の上記補償の加入申込みを受け付けました。

受付社協名 ( ) (印)

電話番号 ( )

加入依頼書および保険料は、行事開催日の前日までに送付・決済してください。

# ボランティア活動保険加入者名簿

サロン名:

No.	氏名	年齢	住所	連絡先
1			〒	
2			〒	
3			〒	
4			〒	
5			〒	
6			〒	
7			〒	
8			〒	
9			〒	
10			〒	
11			〒	
12			〒	
13			〒	
14			〒	
15			〒	
16			〒	
17			〒	
18			〒	
19			〒	
20			〒	
21			〒	
22			〒	
23			〒	
24			〒	
25			〒	

氏名・年齢・住所・連絡先がわかれば、名簿の様式は問いません。

※複数枚必要な場合はコピーしてお使いください。

# サロン傷害補償加入者名簿

サロン名: \_\_\_\_\_

No.	氏名	年齢	住所	連絡先
1			〒	
2			〒	
3			〒	
4			〒	
5			〒	
6			〒	
7			〒	
8			〒	
9			〒	
10			〒	
11			〒	
12			〒	
13			〒	
14			〒	
15			〒	
16			〒	
17			〒	
18			〒	
19			〒	
20			〒	
21			〒	
22			〒	
23			〒	

氏名・年齢・住所・連絡先がわかれば、名簿の様式は問いません。  
※参加者が増えた場合は社協までご連絡ください。

※複数枚必要な場合はコピーしてお使いください。

# 助成金について

◆助成対象となる団体は交付基準（P.11）に掲載している第2条のいずれにも該当する団体に限られます。

◆金額について

1 団体60,000円を上限としています。

運営費 年額 12,000円 月額1,000円

開催回数加算 2,000円×開催回数

（年度当初から実施の場合24回分が上限になります。）

例) ◇年6回開催の場合

$12,000円 + 2,000円 \times 6 = 24,000円$

◇7月からサロンを立ち上げ、月に一度の年9回開催

$9,000円 + 2,000円 \times 9 = 27,000円$

注) 12月にサロンを立ち上げ、月に一度の年4回開催の場合、交付条件（第2条（3）号）を満たさないため、助成金が交付されません。

◆申請時に必要な書類（該当するページをご参照ください）

①ふれあいいきいきサロン助成金申請書……（P.13）

②請求書……（P.14）

③通帳コピー……（P.15）

④年間計画書（作成している場合は添付可）……（P.16）

⑤前年度のふれあいいきいきサロン助成金完了実績報告書……（P.17）

※各サロンへは新年度（4月以降）に入って助成金交付に関する書類をお送りします。

◆助成金申請の受付は**6月末**までとしています。

※受付期間を過ぎても申請が無かった場合、当該年度の助成金を見送らせていただく場合がございます。

◇◆◇不明な点があれば地域福祉担当にお尋ねください。

社会福祉法人筑紫野市社会福祉協議会サロン活動助成金  
交付基準

(目的)

第1条 この基準は、社会福祉法人筑紫野市社会福祉協議会（以下「社協」という。）が、『ふれあい・いきいきサロン』、『障害者サロン』、『子育てサロン』（以下、「サロン」という。）に対して交付する助成金について必要な事項を定め、仲間作りや健康増進対策、育児不安の解消や乳幼児の健全育成等を効果的に推進することを目的とする。

(助成対象)

第2条 社協は、サロン活動を実施する団体（以下「団体」という。）で、次の各号のいずれにも該当する団体とする。

- (1) 利用者が概ね10名以上であること
- (2) 利用者がサロンの趣旨からみて適当であること
- (3) 年間6回以上開催されること
- (4) 責任ある運営が行われること
- (5) 地域に開かれた運営が行われること
- (6) 営業、営利、勧誘等の利用目的としないこと
- (7) 特定の団体会員のみを対象としている事業でないこと

(助成金額)

第3条 助成の金額については、1団体60,000円を上限とし、助成を行う。

2 前項の助成金額の算定基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 活動運営費 年額 12,000円、月額 1,000円、
- (2) 開催回数加算 2,000円×開催回数

3 年度途中の新規の申請に対する助成額は、前項の活動運営費の月割額に開催回数加算の額を加えて得た額とする。

(助成の申請)

第4条 助成を受けようとする団体は、次の各号に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を行政区を通じ社協会長へ提出しなければならない。

- (1) 助成金申請書
- (2) 収支予算書及び事業計画
- (3) その他事業の内容を示す書類等

(助成の決定)

第5条 社協会長は、前条の規定により提出された申請書等を審査のうえ、助成の可否を決定する。

(活動報告)

第6条 この助成金の交付を受けた団体は、当該事業終了後1か月以内に、次の各号に掲げる書類を社協会長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 事業収支決算書

(補則)

第7条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この基準は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成22年4月1日から施行する。

# 【記入例】

様式一①

## ふれあいいきいきサロン助成金申請書

提出する日付を記入

令和●●年 ●月 ●日

社会福祉法人  
筑紫野市社会福祉協議会  
会長 ○ ○ ○ ○ 様

申請者

捺印をお願いします。

(団体名) ●●サロン

(代表者名) 筑紫野 花子 ⑩

「ふれあいいきいきサロン」を実施するにあたり、標記助成金の交付を申請いたします。

記

1, 助成金名 ふれあいいきいきサロン助成金

こちらは記入しないでください。  
年間実施回数に応じて社協で記入を  
いたします。

2, 助成金額 \_\_\_\_\_ 円

3, 添付書類 事業計画書 (特段ない場合は下記実施計画を記載すること)

正式名称で  
お願いします。

実施計画

サロンの名称	●●サロン
開催場所	●●公民館
住所・☎	筑紫野市岡田3丁目11-1 ☎ 920-8008
年間実施回数	●●回程度
参加者数	延べ ●●人程度
活動メニュー	茶話会・体操・レクリエーション・バスハイク
年間計画書 (別紙) に 記載があれば、別紙参 照でも可。	

年間計画書  
(別紙)と回数  
を合わせてくだ  
さい。

上記団体が行うふれあいいきいきサロン活動の趣旨に賛同し、行政区における福祉活動の一環として推進・支援を行います。

行政区名 ●●●区 区長 (自治会等の長) ●● ●● ⑩

請求書

請求金額						百万					千円				円
------	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	----	--	--	--	---

平成●●年 ●月 ●日  
上記の金額を請求します。

こちらは記入しないでください。  
申請書の実施回数及び年間計画表を  
もとに社協で記入をいたします。

会計責任者  
筑紫野市社会福祉協議会長 様

住所 筑紫野市●●●△丁目△-△

氏名 (法人名) ●●●サロン 代表 筑紫野 花子  
(代表者名)



(内訳) 別紙請求書のとおり

サロンもしくは代表者の捺印をお願いします。  
シャチハタはご遠慮下さい。

支払方法 ① 口座振替 (下段の口座振替依頼書欄にも記入してください。) 2 直接払

領収書

平成 年 月 日  
上記の金額を領収いたしました。

住所

氏名 (法人名)  
(代表者名)

会計責任者 筑紫野市社会福祉協議会長 様

印

こちらは記入しないで  
ください。

口座振替依頼書

振込先 金融機関	●●● 銀行 ●●● 出張所 ●●● 支店	預金種別 ① 普通 2 当座 9 その他	口座番号 ●●●●●●●●
	口座名義 (フリガナ) ●●●サロン ダイヒョウ●●●●●●●●●● ●●●サロン 代表●●●●●●	金融機関番号	支店番号

※口座名義(フリガナ)は正確にご記入下さい。

助成金は口座振替となります。  
確認のため、通帳の口座がわかる部分の  
コピーとあわせてご提出ください。

黒枠の部分がわかるように  
コピーをとっていただきますようお願いいたします。

ご契約内容

CMF番号	お名前
	様

口座番号	税区分	通帳限度額	課税目( )
	分離	千円	千円

契約日	振替日(振替開始月)	振替サイクル	振替金額	引落指定口座
*****	** <sup>日</sup> (*****)	** <sup>ヵ月ごと</sup>	***** <sup>円</sup>	*****
	<sup>日</sup> ( )	<sup>ヵ月ごと</sup>	<sup>円</sup>	

印紙税申告納 発行日 21.12.22 株式会社  
付につき福岡 口座開設店番 275 口座開設店番  
税務署承認済 発行店番 275

**福岡銀行**  
二日市支店  
TEL 092(924)2131

ふくぎんキャッシュカードダイヤル  
092-432-6162 (平日9:00~20:00)  
株式会社 福岡銀行本店営業部 (福岡銀行 銀行コード0177) (キャッシュカードをお持ちのお客様は、種別や入金明細の照合、住所変更が電話でできます。)



お客様へのお願い

通帳・お届印鑑の保管	盗難などによる被害防止のため、通帳とお届け印鑑は別々に保管いただけますようお願いいたします。 キャッシュカード等の発行を受けられた場合は、ATMを使用して通帳によるお引き出しができますので、通帳の保管は充分注意をお願いします。
暗証番号の管理	キャッシュカード等をご利用される場合は、暗証番号には、生年月日、電話番号など他人に推測されやすい番号を使用しないでください。
暗証番号のご変更	暗証番号は定期的にご変更されることをお勧めします。 暗証番号は、当行のATMで、キャッシュカードまたは通帳を使用して変更ができます。
ご通帳等の紛失・盗難の場合	通帳やお届け印鑑、キャッシュカード等の紛失の際は、ただちに当店または当行本支店へご連絡ください。盗難の場合は、警察にもお届けください。 休日、平日時間外は、損失届受付センター(☎0120-100-508)にお電話ください。なお、通帳・キャッシュカード等の再発行には当行所定の手数料が必要となります。
住所・お届け印をご変更の場合	お届け住所やご印鑑を変更される場合は、お早めにお届ください。 住所のご変更は、キャッシュカードダイヤルサービスや、メールオーダーサービスでもお取扱いいたします。
お預入れ・お支払い	この通帳は当店のほか、当行の国内本支店でお預入れ・お引出しができます。 なお、お引出しに際し、お客様の大切なご預金を守るために、本人確認書類のご提示等をお願いすることがございます。
通帳のご記帳	通帳は定期的にご記帳ください。 ご記帳がない明細が一定数以上となる場合は明細を合計して記帳させていただく場合がございます。この場合、通帳に「合計記帳」と表示いたしますので、明細が必要な場合には、窓口までお申し出ください。
預金規定	この通帳にかかる取引は、別途お渡しした各預金規定によりお取扱いいたします。
譲渡・質入の禁止	この預金および通帳は、譲渡または質入することはできません。ただし、当行がやむを得ないものと認めて質入を承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

流動性預金通帳



令和 年度サロン年間計画表  
 ●●●●いきいき サロン

月	日	曜日	行事内容	備考
※記入例	6	水	花見、食事会	公民館横講演にて実施
4	20	水	レクリエーション	社協依頼
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
1				
2				
3				

すでに年間計画表を作成している場合は、添付していただくと、この用紙に記入する必要はありません。



ふれあいいいききサロン助成金完了実績報告書

提出する日付を記入

令和●年 ●月●●日

社会福祉法人  
筑紫野市社会福祉協議会  
会長 ○ ○ ○ ○ 様

報告者  
(団体名) ●●サロン  
(代表者名) 筑紫野 花子 ⑩

捺印をお願いします

標記の件について、下記のとおり事業を実施し、完了いたしましたのでご報告いたします。

記

1, 助成金名 ふれあいいいききサロン助成金

2, 実績報告 (特段ない場合は下記様式を記載すること)

年間実施回数	12 回	年間世話役人数	●● 人程度
参加者数	4月 ●● 人	10月 ●● 人	各月の参加延べ人数を記入してください。開催していない月は「0」でかまいません。
	5月 ●● 人	11月 ●● 人	
	6月 ●● 人	12月 ●● 人	
	7月 ●● 人	1月 ●● 人	
	8月 ●● 人	2月 ●● 人	
	9月 ●● 人	3月 ●● 人	
活動メニュー	茶話会・体操・レクリエーション・バスハイク		

実施した内容をいくつかご記入ください。

ふれあいいいききサロン助成金完了実績報告書

3, 収支決算報告 (特段ない場合は下記様式を記載すること)

《収入》

項目	金額 (円)	内訳
社協助成金	●●,000	
行政区助成金	●●,000	
参加者負担金	●●,000	
合計	●●,000	

領収証のコピーの添付は必要ありませんが、項目ごとの記入をお願いします。

《支出》

項目	金額 (円)	内訳
食費	●●,000	お茶菓子●,000円、お茶●,000円、弁当●,000円、……
消耗品費	●●,000	ちぎり絵材料●,000円、コピー代●,000円
バスハイク	●●,000	会費 5,000 円、高速代●,000円、駐車場代●,000円、……
保険代	●,000	
合計	●●,000	

弁当、お茶菓子など

ものづくり材料費など

## 職員の派遣について

市内で年々サロンが増えてきたことに伴い、平成24年度より、多くのサロンを訪問させていただきたいと考え、訪問申請書の記入・提出のご協力をお願いしています。

社協より依頼して訪問させていただく分と、サロンからの依頼を受けて訪問する分に下記の通り分けさせていただいております。

社協からの依頼訪問 → **おねがい訪問**  
サロンからの依頼訪問 → **おたすけ訪問**

受付間違い防止のためにおたすけ訪問申請書を利用いただき、訪問を希望される場合はサロン開催**2ヶ月前まで**にご連絡していただきますようお願いいたします（FAX可）。折り返し、社協より1ヶ月前までに出欠の返答をさせていただく予定としております。

尚、依頼日の重複や社協事業の関係により訪問できない場合はお断わりをさせていただくこともありますのでご了承下さい。

今後とも皆様のご理解、ご協力の程お願いいたします。

### ※参照 おたすけ訪問受付締切一覧表

サロン開催月		締切月	サロン開催月		締切月
4月分	→	<b>3月末</b>	10月分	→	8月末
5月分	→	<b>4月末</b>	11月分	→	9月末
6月分	→	4月末	12月分	→	10月末
7月分	→	5月末	1月分	→	11月末
8月分	→	6月末	2月分	→	12月末
9月分	→	7月末	3月分	→	1月末

注) 4月・5月については締切日が1カ月前となっています。

## おたすけ訪問申請書

月 日 ( ) : ~ :

サロンを開催いたします。

つきましては社協からの参加をお願いします。

- ・レクリエーション \_\_\_\_\_ 分程度
- ・ \_\_\_\_\_ \_\_\_\_\_ 分程度

【その他】

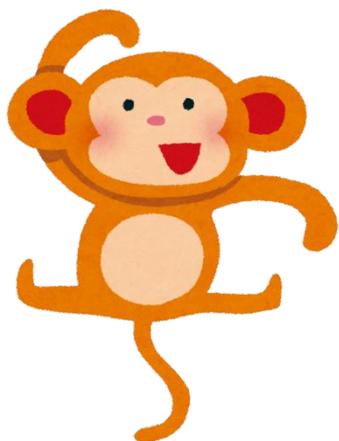
令和 年 月 日

サロン名/ \_\_\_\_\_

申込者氏名/ \_\_\_\_\_

TEL/ \_\_\_\_\_

FAX/ \_\_\_\_\_



- ※ 2019年度より「おたすけ訪問」は2回までとなります。
- ※ サロン開催月の2ヶ月前までに提出（送信）をお願いします。  
FAX受信後、サロン開催月の1ヶ月前に返事をいたします。

# レクリエーション用具の貸出について

## ◆申し込み方法

電話等で空き状況を確認の上、お申し込みください。

希望日の**3ヶ月前より**受付いたします。レクリエーション道具の受け渡しの際に、備品借用申請書の記入が必要です。（印鑑は必要ありません）

備品借用申請書（P.21～22）をコピーし、持参されてもかまいません。

例）平成28年6月1日から借りたい場合⇒平成28年3月1日からの受付

## ◆借用対象者

福祉活動を目的とする団体・または個人

※学校行事等への貸出は致しかねますので、ご了承ください。

## ◆借用期間

最長1週間程度

## ◆費用

無料

## ◆受付時間

平日の8：30～17：00

※土・日・祝日の貸出し、返却につきましてはご相談下さい。

## ◆注意事項

○貸出レクリエーション道具につきましては、ご利用団体・者自身での搬送となります。

※大きくて持ち運びが出来ない、搬送する車がないなど困ったことがありましたら、ご相談下さい。

○貸出申込後、レクリエーション道具の破損などにより貸出が出来なくなることがありますのであらかじめご了承下さい。

(様式第1号)

担 当	担当の長	課 長	次 長	局 長	会 長

社会福祉法人筑紫野市社会福祉協議会  
会 長 宛

令和 年 月 日

### 備 品 借 用 申 請 書

このたび貴会のレクリエーション用具を使用したく、申込みいたします。  
なお、借用物については責任もって管理し、損傷、紛失等があった場合はすみやかに連絡いたします。  
また、下記の事項を厳守履行いたします。

#### 記

1. 営業目的では使用しないこと
2. 市外で使用しないこと
3. 目的外で使用しないこと
4. 政治活動または宗教活動等で使用しないこと 以上

#### 【申請者】

グループ名		申請者名	
所轄課		課長名	
住所・連絡先	〒  電話番号( )- -		

※日中、連絡がとれる番号をご記入下さい。  
※期間内に返却がなかった場合等に連絡をさせていただく場合がございます。

使用目的	
借用期間	令和 年 月 日( )～令和 年 月 日( )
使用日	令和 年 月 日( )
使用場所	( 室内 ・ 屋外 )

#### 【申込用具】

※裏面記載

※市社協事務局 記入欄

返却日	令和 年 月 日( )	受付担当者 確 認 印	
-----	-------------	----------------	--

【貸出希望用具】※用具の破損などにより、貸出が出来なくなることがありますのでご了承下さい。

用具名	保有数	貸出希望数	用具名	保有数	貸出希望数
囲碁ボール	2		バッコー	2	
江戸いろはカルタ	1		バルバレー	1	
大型だるまおとし	1		花おりおりカルタ	2	
オーバルボール	1		羽根っこゲーム1	2	
お手玉ボード	1		羽根っこゲーム2	1	
お手玉リズム体操&陣取りマット	1		ペタボード	1	
思い出カルタ1	1		ポケネット	1	
思い出カルタ2	1		ポケットボール	1	
思い出カルタ3	1		ボウリング	2	
カローリング	1		ボトルチップス	2	
ガンバルーン	2		ミニ囲碁ボール	1	
慣用句かるた	1		わなげスタンダード	2	
グランドゴルフ (ポール)	2		わなげ9&Q	1	
グランドゴルフ (スティック×6)	7				
ケアビクスDVD	2		キーボード	1	
ゲーゴルゲーム	1		トーンチャイム	1	
ゲートボールセット (くだもの)	1		ベルハーモニー	1	
ゲームレール	3		<b>【子ども対象遊具】</b>		
コミュニケーション麻雀	1		アドベンチャージム	1	
ジェンガ	2		エクササイズボール	3	
ジャンボトランプ	2		カタカタ押し車	2	
新十扇・雅	1		カジュアルポニー	2	
スカットボールI	2		木のおもちゃ (乗用バイク)	1	
スカットボールII	1		〃 (大工さん)	1	
スマイル射的	2		〃 (トラック・救急車)	1	
スロービー	1		〃 (トレインカースロープ)	1	
底抜けホールインワン	1		サークルプレートトンネル	1	
ターゲットプレイシート	1		ジェットスコット	2	
卓球バレー	2		ジョイントマット	2	
タンポポシャッフルボード	1		ドレミでピョンピョン	1	
釣りっこ	1		ドレミマット	1	
ディスクッター9&5・ドッチビー	1		忍者ランド探検トンネル	1	
ディスクン	3		布積木	2	
点鳥ルーレット	1		ボールハウス	2	
魚魚あわせ	1		ホップ	3	
ニチレクボール (室内ペタンク)	2		ムーブターゲット	1	
ニュールーレットゴルフ	1		合計		

令和元年5月現在の貸出一覧です

## バスの利用について

- ◆サロンでのバスハイクなどの際に貸出を行っています。  
社会福祉協議会の特別会員になっていただく必要があります。（特別会員会費5,000円/年度）  
なお、燃料費・高速道路料金等は実費負担となります。
- ◆バス使用申請は利用日の3ヶ月前からの受付ですが、  
電話での受付ができません。  
申請書（P.24）を持参いただくか、FAXでお送りください。  
当日扱いの申請は、8:30～16:00までです。（16:00以降は翌日の受付となります。）  
（行程表及びバス乗車名簿は利用日の1週間前までにご提出ください）

例）平成28年10月1日に利用したい場合

⇒平成28年7月1日より受付

※仮に7月1日の受付時間内に10月1日利用希望の申請が複数団体から出された場合は、抽選になりますのでご了承ください。また、申込開始日が土・日・祝等に当たる場合は、直前の平日からの受付となります。

### ◆利用制限

- ・いきいきサロンを含む多くの団体に有効に活用していただくため、各団体3～5月の間に1回まで、9～11月の間に1回までとさせていただきます。その他の月も各団体とも月に1回までの利用となります。
- ・バス運行行程の最大距離は往復で250キロメートルまでとなっています。
- ・サロンを運営しているボランティアの方々のみでの利用希望は運行の対象となりません。

※詳しくは総務担当までお尋ねください。



## **社会資源の紹介**

- ◆サロンで使える無料出前教室等、社会資源の紹介を行っています。社会福祉協議会にカタログを準備していますので気軽にお越しください。

## **サロン連絡会の開催**

- ◆年に3回程度、高齢者・障がい者サロン関係者を対象とした情報交換や情報提供の場として開催しています。ものづくりやレクリエーション体操等、毎回テーマを決め開催されています。サロン連絡会で得た情報を是非、自分たちの地域のサロンにご活用ください。

# ふれあい・いきいきサロン Q&A

## Q1 ふれあい・いきいきサロンの目的は何ですか？

- ➡ 高齢者サロン・障がい者サロンの目的は、高齢者や障がい者と地域住民と一緒に活動し、「閉じこもり」「孤立化」の防止、「生きがいづくり」「友達作り」です。
- 子育てサロンの場合は地域全体で子どもを育て、家庭以外にも子育てが出来る環境づくりを目的としています。

## Q2 活動内容は決まっていますか？

- ➡ 茶話会、体操やレクリエーション、ものづくりなど活動内容は様々です。毎回、決まった内容をしなければいけないというわけではありません。地域性によりサロンの内容も様々です。「無理なく」「気軽に」「楽しく」がポイントです。

## Q3 活動の場所や範囲はどの程度ですか？

- ➡ 行政区単位で公民館等を使って行うものですが、地域の実情によりそれより小さな範囲や2行政区合同での実施もあって構いません。

## Q4 助成金がもし余った場合はどうなるのですか？

- ➡ 行政からの補助を受けて助成金をお渡ししていますので、原則として余らないように年度内に活用してください。また、年度ごとに申請書と報告書、年間計画書が必要になります。なお、助成金額は、申請書と年間計画書を元に、市社協で決定いたします。
- ⇒詳しくはP. 10~をご覧ください。

×毛



※代表者や担当が変わられた際には、この冊子を基に引き継ぎをお願いします。

# ふれあい・いきいきサロン手引き

編集・発行 筑紫野市社会福祉協議会

総務課 地域福祉担当

令和元年5月